

2 受験上の配慮についての事前相談

大学入試センターでは、受験上の配慮に関する事前相談を随時受け付けています。大学入試センター試験の受験上の配慮について疑問点や分からぬこと等があれば、出願前申請期間・出願受付期間に関わらず、できるだけ早めに大学入試センター事業第1課（→裏表紙）に問い合わせてください。

なお、障害等の種類と程度によっては、入学を志望する大学の個別学力検査等や修学上（入学後の大学生活等）の配慮が必要となることがありますので、別途、**入学を志望する大学が定めている期日までに、志望する大学に事前に相談してください。**

3 申請方法等

受験上の配慮の申請は、(1)出願前に申請する方法（出願前申請）と、(2)出願時に申請する方法の2つがあります。

なお、申請に当たっては、以下のことに留意してください。

- 申請に当たっては、障害等の種類と程度や希望する配慮によって、必要な提出書類が異なります。詳細は8~15ページの必要な提出書類欄を確認してください。
- 希望する受験上の配慮によっては審査に時間がかかる場合もあるため、受験上の配慮を希望する場合は、できるだけ出願前に申請してください。
- 出願前に審査結果の通知を希望する場合は、9月5日（木）（消印有効）までに申請してください。配慮の可否は、9月下旬までに「受験上の配慮事項審査結果通知書」により通知します。
- 受験上の配慮申請書は、「受験上の配慮事項審査結果通知書」及び「受験上の配慮事項決定通知書」の記載内容について確認する際に必要となりますので、必ずコピーを取り、大切に保管しておいてください。

(1) 出願前に申請する方法 [受付期間 8月1日（木）～9月30日（月）（消印有効）]

- ① 出願前に申請する場合は、まず、市販の封筒（送り先住所が出願時とは異なりますので、受験案内に添付してある封筒は使用しないでください。）の表面に「受験上の配慮出願前申請」と朱書きし、次のア及びイの書類を取りそろえて大学入試センター事業第1課（〒153-8501 東京都目黒区駒場2-19-23）に簡易書留郵便により送付（注1）してください。

【この冊子とじ込み】

- ア 受験上の配慮申請書
イ 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等（注2）

- ② 受験上の配慮を出願前に申請しただけでは大学入試センター試験に出願をしたことにはなりません。

出願する場合には、必ず出願期間内（10月1日～10月11日）に次のウ及びエの書類を取りそろえて、出願（注3）してください。

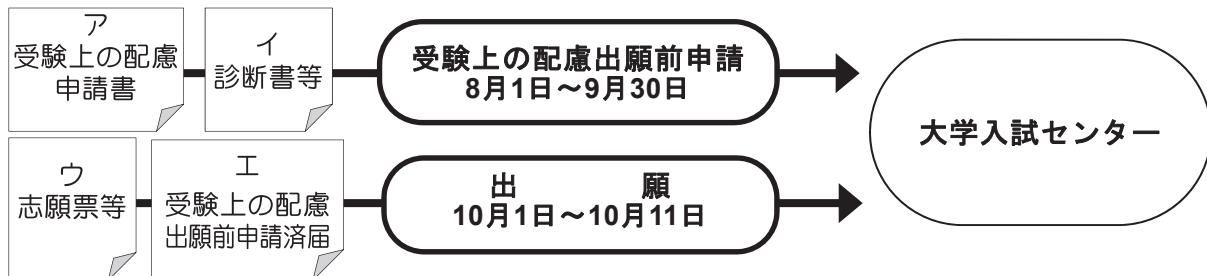
なお、出願前に申請をしても出願しないこともできます。

【受験案内に添付】

ウ 志願票等の所定の書類

【この冊子とじ込み】

エ 受験上の配慮出願前申請済届



(2) 出願時に申請する方法 【受付期間 10月1日（火）～10月11日（金）（消印有効）】

出願時に申請する場合は、次のア～ウの書類を取りそろえて、出願期間内（10月1日～10月11日）に出願（注3）してください。

【この冊子とじ込み】

ア 受験上の配慮申請書

イ 8～15ページの【ア】～【カ】の障害等に応じた医師の診断書等（注2）

【受験案内に添付】

ウ 志願票等の所定の書類



（注1）受験上の配慮出願前申請書類については、「高等学校（特別支援学校の高等部を含む。）又は中等教育学校の卒業見込者」（以下「卒業見込者」という。）は、在学している学校で取りまとめて、個人で直接大学入試センターに郵送してもどちらでもかまいません。

（注2）障害等の程度や希望する配慮によっては、十分な審査を行うため、大学入試センターから、これら以外の書類等の提出を求める場合があります。

（注3）出願書類については、「卒業見込者」は、在学している学校に提出してください。

(3) 個人情報の取扱いについて

提出書類及び個人情報については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「独立行政法人大学入試センター保有個人情報の適切な管理のための措置に関する規則」に基づいて、適切に取り扱います。詳しくは、受験案内50ページを参照してください。